

審 議 会 等 会 議 録

発 言 者	・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要
木村課長	皆さま、こんにちは。 本日は、お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。 ただいまの出席委員は11名でございます。 定員15名の過半数を超えておりますので、令和7年度第2回久喜市環境審議会を開会させていただきます。 なお、池田委員、小出委員、三根委員より欠席のご連絡をいただいております。 次に、議題に先立ち、皆様にご了承をいただきたい点が2点ございます。 まず、会議録の作成のために、会議の様子を録音させていただきます。 作成した会議録につきましては、市の方針として、全文記録、または、話し言葉を趣旨の変わらない形で訂正する等、できる限り全文記録方式に近い形で作成し、会議終了後1か月以内を目途に市民の皆様に関することとして公開することとしております。 本委員会におきましては、できる限り全文記録方式に近い形で作成することとさせていただきます。 また、会議録の確認につきましては、会議録の原案を作成後、雨宮会長及び指名された委員のお二方に一任してご確認いただき、委員長の署名をもって確定とさせていただきます。 2つ目に、本会議は公開となりますことから、傍聴を希望される方がいる場合には、受け入れるものでございます。 以上の点、ご承の程よろしくお願いいたします。 なお、本日は、傍聴者がおりませんことをご報告いたします。 会議に入ります前に、本日の配布資料を確認させていただきます。 次第、資料1(直近の埼玉県温室効果ガス排出量及び久喜市の対応施策について)、資料2(自然環境保全地区について) 以上になります。 不足はございませんでしょうか。 続きまして、次第の2、あいさつでございます。 久喜市環境審議会会長でございます雨宮会長よりご挨拶をお願いします。
雨宮会長	(会長挨拶)
木村課長	ありがとうございます。 続きまして、次第の3、議題でございます。 会議の進行につきましては、久喜市環境審議会条例施行規則第3条によりまして会長に議長をお願いしたいと思います。 雨宮会長、よろしくお願いいたします。

雨宮会長

それでは、暫くの間、議長を務めさせていただきます。
円滑に会議が進行いたしますよう、皆様方のご協力をお願いし
ます。

議題に入る前に先程、事務局から説明がございました会議録の
確認について、お諮りさせていただきます。

今回の会議録の確認についてですが、事務局としては、私の他に
もう1人の委員の確認をいただきたいということです。

本日出席いただいている方のうち、名簿順で決めたいと思いま
すが、ご意見はございますか。

(意見等なし)

前回、入江委員にお願いさせていただきましたので、本日の会議
録の署名は、名簿順で内田委員にお願いさせていただきます。

(内田委員了承)

それでは、議事に移らせていただきます。

議題1 第2次久喜市環境基本計画について事務局から説明を
お願いします。

下田代担当主査

議題1の第2次久喜市環境基本計画についてでございます。

資料1をご覧ください。

先日、第2次久喜市環境基本計画に関わる資料が埼玉県にて公
表されましたので、ご報告するものでございます。

令和5年度の埼玉県内における温室効果ガス排出量について公
表がありました。

図1をご覧ください。

県の温室効果ガス排出量の推移及び2030 年度の目標値が示さ
れています。

排出量は3,762万トンCO2となり、基準年度比で19.2%の削減とな
っております。

前年度比では、52万トンCO2、1.4%の増となっております。

増加要因としては、夏季の平均気温は統計開始以降最も高く冷
房等の需要が増加したことや、経済活動の活発化によるエネルギ
ー消費量の増加等と分析されています。

続いて、図2をご覧ください。

部門別温室効果ガス排出量の推移が示されています。

前年度と比較し、赤色の産業部門と緑色の家庭部門において、
増加傾向であることが読み取れます。

久喜市の排出量については、これから算定を行いますが、当資
料と似たような傾向になると推測しています。

続いて、裏面の地域脱炭素移行・再エネ推進事業(重点対策加
速化事業)についてをご覧ください。

前回の審議会でもご報告させていただいた重点対策加速化事業
についての概要でございます。

「重点対策加速化事業」は、環境省の交付金事業でございま

	て、地域での自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入など、脱炭素の基盤となる「重点対策」を実現することで、脱炭素化の取組を推進するものです。 このたび、本市の事業計画が重点対策加速化事業として採択されましたので、令和7年度から5年間、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(交付率10/10)を受けて各事業を推進し、脱炭素社会の基盤づくりを進めてまいります。 2の事業計画の概要をご覧ください。 この事業では、個人向けの補助として、自家消費型の太陽光発電設備及び蓄電池の設置補助を行います。 併せて、事業者向けの補助として、自家消費型の太陽光発電設備及び蓄電池、高効率空調、高効率照明の設置補助等を実施してまいります。 実施期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間で、総額約9億円の補助を予定しております。 これらの補助を実施することで、市内の省エネ、再エネ機器の導入を推進し、先ほどお示した、増加傾向にある産業部門及び家庭部門の温室効果ガス排出量の削減に寄与していきたいと考えております。 報告は以上でございます。
雨宮会長	ただ今の説明について、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。
内田委員	2023年の温室効果ガス排出量が家庭部門及び産業部門で上昇している要因について教えていただけますか。
下田代担当主査	埼玉県によりますと、夏季の平均気温が観測史上最も高く、冷房等の需要が増えたこと、また、経済活動の活発化によるエネルギー需要が増えたことが要因と分析されております。
入江委員	そうしますと、次の年度も増加するということになるのでしょうか。
下田代担当主査	気温であつたり、生活環境によりますが、増加する可能性はあります。
雨宮会長	2024年も暑かった記憶がありますから、排出量が増えと見込まれますが、何か見通しはありますか。
下田代担当主査	久喜市といたしましては、今、ご紹介させていただいた重点対策加速化事業という国の交付金を活用した補助事業で、市内の家庭部門、産業部門に対して、太陽光発電設備、蓄電池、高効率照明機器、高効率空調の設置を補助していくことで、市域における温室効果ガス排出量の削減を進めていきたいと考えております。
田島委員	重点対策加速化事業の事業計画を達成することによって、どれくらい排出量を減少させられるかという試算ができると思うのですが、

試算結果を踏まえて、第2次久喜市環境基本計画の排出量削減目標値である46%を達成できるという見込みはあると判断していられるのか、その辺について教えてください。

木村課長

昨今の気温の上昇等によるエネルギー使用量の増加を鑑みると、重点対策加速化事業の実施のみで目標値を達成することは難しいと思っています。

市としては、重点対策加速化事業と合わせて、建設中の新ごみ処理施設の焼却熱発電による二酸化炭素排出係数の小さいクリーン電力の供給、そしてこれらの事業を市民や市内事業者に対して周知し、協力を求めていくことで、一体となって進めていきたいと考えております。

数値上の話ができなくて申し訳ないのですが、そのような形で目標達成に向けて努めてまいりたいと考えております。

天野委員

昨年実施されていた省エネ家電買い替えに対する補助金の実施状況について教えてください。

木村課長

令和7年6月から8月末を申請期間として先着順で実施したところ、期限前に予算額を全て執行するくらいの反響がありまして、大体500件くらいの申請件数がありました。

この事業については、市内の事業者さんと連携し、実施させていただきました。

こういった事業を実施することで、一つひとつは小さいものかもしれませんが、市内のご家庭の省エネルギー化を進めていくことや、市民の方々に排出量削減について目を向けてもらえるきっかけになったと思っておりますので、今後も市民や事業者にも目を向けてもらえるような事業について検討してまいります。

加藤委員

市民の環境に配慮した生活の意識を醸成するために、年に1回くらいは、市民や事業者の話し合いの場を設けることで、みんなが自分事して捉えてくれるのではないのでしょうか。

また、エコライフデーに参加いただけるといいと思います。

木村課長

久喜市では、市内事業者や環境団体で組織される環境推進協議会を設置しており、年に1回事例発表などの講演会を実施し、事業者や市民の方と意見交換等をしております。

今後、裾野を広げていくために本活動の周知を強化してまいりたいと思います。

雨宮会長

今、お話がございましたが、市民の方々が、温暖化対策について理解し、エネルギーの削減について考えて実践していかないことには、排出量の削減は難しいと思います。

市の話にありました推進協議会についても、もっと幅広い層に対して普及啓発していくことで、市民や市内事業者がエネルギーの削減に取り組むよう促してほしいと思います。

また、温暖化の情報について、市民の方へ伝える手段として、三

	輪委員が所属しておられる埼玉県環境科学国際センターなどの出前講座を活用するなどして裾野を広げていただければと思います。
三輪委員	今お話しいただきましたが、普及啓発は重要なことで、ひとり一人が排出量を削減するという意識を醸成していくことが、排出量の削減につながるといいますので、その一つとして、環境科学国際センターの出前講座を活用いただけるとありがたいと思っております。
田島委員	3年前から、私も含めて、埼玉県、久喜市の環境課と連携して、高校生を対象としたワークショップを実施しております。 高校生に気候変動について学んでもらい、自分たちにできることを考える場で、県内の高校生に参加いただいています。 その活動の中で、埼玉県民の日に環境イベントに参加する機会があったのですが、思った以上に若い世代、子どもたちも多く来場していきまして、思った以上に環境に対して関心が高いのかなと感じました。 身近なお知り合いなどがいたら、そういったイベントなどをきっかけとして案内することもいいのかなと思いました。
雨宮会長	先ほど、加藤委員からお話の合ったエコライフデーについて、どういったものか教えていただいてもよろしいですか。
加藤委員	日常生活におけるエネルギー消費行動を項目化し、県の作成したチェックリストを1週間実施するものです。 チェックリストに沿って、生活することで環境に配慮した生活を送ることができるようになります。
雨宮会長	ありがとうございます。
青山委員	久喜市が作成したSDGs啓発用のクリアファイルが、本多静六博士のことや、緑の豊かさなど市のいいところや環境配慮に対する啓発が載っており、市民への啓発にいいのではないかと思います。
雨宮会長	ありがとうございます。
入江委員	冬水田んぼについては今どのような状況になっているのでしょうか。
木村課長	冬水田んぼにつきましては、栗橋地区の内池という自然環境保全地区において、農家さんの協力を得ながら、ポンプで水を汲み上げ、冬の間も田んぼに水を張る実証実験を実施しましたが、結果として、生物量の増加は確認できませんでした。 また、経費の関係や農家さんの維持管理の難しさというところもありまして、断念する形となりました。
雨宮会長	ちなみにクリアファイルは、市で作成されたのでしょうか。

木村課長	企画政策課のほうで、SDGsの啓発の際に作成したものです。 SDGsと環境問題は親和性の高いテーマであると考えておりますので、どちらのテーマについても、周知していければと考えております。
雨宮会長	大変いいご意見をいただきましたので、イベントなど機会を捉えてPRいただくことが効果的だと思いますので、周知のほどよろしくお願いしたいと思います。 それでは、続きまして議題2の自然環境保全地区について、事務局から説明をお願いします。
板橋係長	吉羽天神社保全地区の概要や経緯については、前回の審議会で説明しておりますので、省略させていただきます。 資料をご覧ください。 吉羽天神社周辺保全地区内にある池跡地は、かつては、接続する農業用排水路の調整池としての役割を担っていたと考えられ、航空写真等により、平成24年3月時点では、池に水があることを確認しております。 現在、池跡地に接続する農業用排水路の水源は、保全地区の周辺の商業施設内にある雨水貯留槽からの放流水等です。農業用排水路の通常の水位は1cm程度、池跡地に接続している越流堤の高さは約40～50cmであり、降雨により農業用排水路の水位が約40cmを超えた場合に、池跡地に水が流入することから普段水はありません。 次に、生物多様性の減少についてでございます。 平成23年8月29日の保全地区指定時には、水辺に棲むトンボや、重要種であるアサマイチモンジ(チョウ目)の生息を確認しております。 しかし、令和7年3月に策定した緑の基本計画策定に係る調査(令和5年8月～令和6年6月実施)の際には確認できませんでした。 今後、池跡地は、水量の不足などの環境の変化により、生物多様性の回復は難しい状況と考えられます。 続いて、地元の方からの聞き取り内容についてでございます。 吉羽天神社の関係者の方に、池跡地についてお話を伺ったところ、吉羽天神社としての特段の位置付けはなく、地元としても管理しているといった状況ではないとのことでした。 以上でございます。
雨宮会長	ありがとうございます。 この議題につきましては、前回の審議会で事務局の方から諮問がありまして、吉羽天神社保全地区について、一部を保全地区から解除するかどうかという話なのですが、前回の審議会でのご意見を踏まえて、事務局で資料を揃えていただきました。 本日は、皆様の忌憚のないご意見をいただきたいと思います。 いかがでしょうか。
入江委員	吉羽天神社保全地区について、ヒョウタンのような形をしている

のですが、このような形になった理由について教えてください。

板橋係長

航空写真だと見づらいのですが、木の下に民家がございます、神社の敷地ではないとのことなので、その部分を除いてこのような形になっています。

入江委員

民家を保全地区に指定するということについて、検討されたことはありますか。

板橋係長

指定当時、民地と一体的な指定についても検討していたのですが、神社については、開発があったとしても、将来的にも残っていくだろうということで指定しています。

民地については、そこに住んでいる方がいて相続などがあった際に、保全地区の解除の可能性もあるということを踏まえて、指定しておりませんが、少し離れた池の部分を指定した経緯がございます。

入江委員

分かりました。

内田委員

2点あります。

1点目は、審議をする際には、事前にしっかりと審議の材料を整えたうえで、十分な審議時間を設けていただく必要があるということです。2点目は、現地の状況を確認し、今は通行止めの箇所もありますが、久喜駅の東口から、直線の大きな道路ができています。

今回の保全地区は、その脇にある場所です。途中までは、開発業者が入って、その土地の開発利用をしていると思います。

それで、この場所もその道路から20から30mくらいの場所で、市の土地になっていると思いますが、現在、池としての役割を果たしていません。

雑草が生えており、水も溜まっておらず、環境課として今回このような諮問がなされたのだと思います。

私自身の意見としましては、池の役割を果たしていないのであれば、開発に移行してもよいのではないかと考えております。

雨宮会長

ありがとうございました。
他にございますか。

島田委員

1点目は、内田さんと同じで審議をする際には、審議の材料を整えたうえで、十分な審議時間を設けていただく必要があるということです。

2点目に、現状としては、管理がされておらず、池としての役割は果たしていませんが、この場所が市有地であるということを考えたうえで、審議しなければならないということです。

先ほど、温室効果ガスの排出量削減について、市から話があり、課題となっているのであれば、この土地に樹木でも植えるとかそういう提案があってもいいと思うんです。そのような感想を持ちました。

雨宮会長	ありがとうございます。 他にございますか。
板橋委員	今のお話を聞いて、市有地であることを知りました。 そういった情報によって、考え方も変わってくると思います。開発が進むと、緑が減っていきます。神社も含めて残していくということを基本に考えていくことが将来に向けて大切だと思います。
雨宮会長	他にいかがでしょうか。
田島委員	今回、対象となっている保全地区について、池があっただけではなく、周りに林があって、その陰に植生する植物を食層として、食べている虫が住んでいるという環境が、指定した当時の状況であったと思います。 池の存続の前に、周辺環境の変化があって、今の状況になっていく可能性が生まれたのだと思います。 今回の件については、もう指定時の環境は戻ってこないもので、仕方がないと思いますが、今後、保全地区の周りの状況が変わる場合は情報提供をしてもらって、環境を維持するためのアセスメントが必要になってくると感じましたので、そのあたりを改善いただけたらいいと思いました。
雨宮会長	ありがとうございました。 いろいろご意見をいただきましたが、諮問時には、順を追って、情報提供や審議時間を十分に設けること、保全地区の位置づけについては、今回のように結果を報告して、解除ということではなく、長い期間保全するために、保全地区の変化に関する情報提供をいただいて、保全方法について審議できるようになるといいということでございました。 今のご意見を受けて事務局はいかがでしょうか。
木村課長	事前の資料提供などについて、今後改めさせていただきます。 今回のような保全地区については、再生について審議していくというのが、本来の環境審議会が考えなければならない問題だということ、私どもも強く感じているとことでございます。今回、資料の提供について、不十分な点があって申し訳ありませんでした。 こちらの池については、排水のための調整池だったのですが、今回、土地所有者の意向により、産業系区域の指定が検討されているところです。周りについても、田だった部分が、畑になっており、農業用排水もないところです。 今回の件について、水辺の再生は難しいと考えております。 仮に、保全地区を解除した場合、開発者へ緑地を設けることについて求めていければと考えてございます。
島田委員	私が属している生態系保護協会の会長ともお話をして、当該保全地区について、池としての役割を果たしておらず、管理ができていない状況ということであれば、指定を解除することもやむを得ない

	という話も伺っておりますので、残った保全地区や天神様に影響が出ないように進めていただくという意見です。
入江委員	私も、沼という状態にはもう絶対に戻らないということであれば、事業者に今回解除する部分については、緑化するよう強く求めてもらえればいいのかと思います。
天野委員	私も入江委員と同意見です。 現地を視察しましたが、池としての役割は果たしていない状況でした。 地球温暖化が進んでいる今、自然を残していくことは本当に大切なことだと思います。 いろいろな方法があると思いますが、先ほどの冬水田んぼの話でも、維持管理の労力や費用から断念した経緯も伺って、今回の保全地区についても、再生という方法を取った場合、同じ道を辿るのかなと思いました。 そういったことを考えると、葛藤はありますが、このまま指定し続けても荒地になってしまうと思うので、土地を利用する方に緑化を求めていく方法がいいと思いました。
雨宮会長	分かりました。 他にございますか。
三輪委員	皆様のご意見でこのまま管理がされないというお話があったのですが、このまま放置されていると、野生動物の住処となり、被害が増える可能性も考えられます。 そのような中で、開発というお話がありましたが、開発の用途というのは決まっているのでしょうか。
板橋係長	用途としては倉庫などが建てられると思います。
三輪委員	基本的には、建物が建つという形なのでしょうか。
板橋係長	そうですね。 基本的には、建物は立つと思いますが、駐車場やこれから求めていく緑地等も整備されると思います。
三輪委員	開発の際には、自然や木を植えるなど環境に配慮した形を求めていくことが必要だと思います。 そのうえで、適正に管理していただくことが大事だと思います。
雨宮委員	分かりました。 他にございますか。
加藤委員	池の跡地について、今、議論となっておりますが、残す部分については、きちんと管理されているのでしょうか。 地域管理という形で、神社そのものの歴史もあると思うので、こう

いったものは残していくことが望ましいと思います。

いろいろな考え方があると思いますが、神社の部分は、維持管理をして、計画的に保全していくをお願いしたいと思います。

木村課長

私も現地に赴いた際に、神社の管理者の方が管理していただいている場面を確認することができまして、今後も神社の部分につきましては適切に管理されていくものだと思っているところでございます。

今回、保全地区を解除する場所に係る土地利用者へは、緑化を求めること、周辺環境に配慮した形での建物の配置などについて求めていると考えております。

田島委員

久喜市の開発指導要領を拝見したところ、環境に関する項目に自然環境保全地区の話が出てこないため、可能であれば、開発行為に係る指導要領の中に、自然環境保全地区に関する記述を加えることができるといいなと思いました。

そうすることで、開発者への開発や開発後の土地利用に関して、土地利用者と連携した形で環境保全ができると思いました。

木村課長

委員のおっしゃる通りだと思いますので、今回、審議会の委員意見を付すという形でお話しさせてもらっていますが、指導要綱への記載などについて都市計画課と協議させていただきたいと思います。

開発と環境保全というのは相反するところがございますので、双方の意見を踏まえたうえで、調整が図れるように進めていければと考えております。

今後は保全地区の周辺環境に動きがあった場合は、早い段階で環境審議会に情報提供したいと思います。

入江委員

今回、保全地区の減少についてお話がありましたが、これから保全地区に指定できそうな場所というのはあるのでしょうか。

木村課長

数年前に、保全地区の候補地について調査し、その際、保全地区になりえそうな民地がございました。

民地を保全地区に指定する場合、条例の制限に則った形で、土地の管理をしなければならないため、所有者に負担がかかることから、指定に至らなかった経緯がございます。

再度、指定に向けて交渉することは可能なのですが、なかなか難しいというのが、今の感触です。

入江委員

そういった候補地を所有者が売りたいといった場合には、市は土地を買い取ることができるのでしょうか。

木村課長

例えば、鷺宮地区に八甫の森という保全地区があるのですが、民地と市有地を含む場所で民地を買い取れば良いのですが、金額もかかってしまうため、土地の交換という形を取り、保全を図ってきたところです。

雨宮会長	いろいろなご意見が出ましたが、保全地区を守ろうという場合には、資金や地域住民の方が守りたいという気持ちを持ち続けなければ難しいのかなと思います。 そして、その土地の状況変化を見守りながら、変化があれば環境審議会へ情報提供いただくということをやっていかなければならないと思います。 今回のご意見を踏まえて、諮問の段取り、保全地区の状況変化の情報提供方法等、反省点があったと思います。 これらについては、今後の改善に活かしていただきたいと思います。 それから、今回の保全地区の変更については、周辺環境の緑化を求めるということを付させていただくという条件を付けて、やむを得ず認めるということでしょうかと思います。 いかがでしょうか。 (異議なし)
雨宮会長	それでは、答申につきまして事務局から説明をお願いします。
木村課長	それでは、いただいたご意見を基に答申書を作成してまいりますので、暫時休憩とさせていただきます。 (答申書案を配布)
雨宮会長	答申書案のご確認をお願いします。 (答申書案を確認)
雨宮会長	いかがでしょうか。
入江委員	緑化に努めることを求める。の文言について、緑化に努めることを強く求める。という形にできないでしょうか。
板橋係長	そのように修正させていただきます。
雨宮会長	それでは、皆さんに配布されている答申書案について、そのように修正いただき、答申書案の案の部分の部分を消していただいて、お控えとしていただければと思います。 それでは、議題2につきましては以上でございます。 本日は、審議にご協力いただきありがとうございました。 以上を持ちまして、議長の任を解かせていただきます。
木村課長	委員の皆様におかれましては、長時間に渡りご審議いただきまして、誠にありがとうございました。 事務局から1点事務連絡がございます。

午後のごみ処理施設見学会にご参加いただく方につきましては、
午後1時10分に1階の正面玄関前にご集合をお願いいたします。
それでは、以上をもちまして、令和7年度第2回久喜市環境審議
会を閉会とさせていただきます。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和8年3月31日

雨宮 隆